

## 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン

	平成 17 年 4 月 20 日	16 経営第 8953 号	農林水産省経営局長通知
改正	平成 20 年 4 月 16 日	20 経営第 39 号	
	平成 20 年 10 月 1 日	20 経営第 3734 号	
	平成 20 年 12 月 1 日	20 経営第 4930 号	
	平成 22 年 4 月 1 日	21 経営第 6885 号	
	平成 22 年 8 月 13 日	22 経営第 2563 号	
	平成 23 年 4 月 1 日	22 経営第 7268 号	
	平成 23 年 5 月 2 日	23 経営第 248 号	
	平成 23 年 11 月 21 日	23 経営第 2222 号	
	平成 24 年 4 月 6 日	23 経営第 3562 号	
	平成 25 年 4 月 1 日	24 経営第 3672 号	
	平成 26 年 4 月 1 日	25 経営第 3637 号	
	平成 27 年 4 月 1 日	26 経営第 3307 号	
	平成 28 年 4 月 1 日	27 経営第 3214 号	
	平成 29 年 3 月 31 日	28 経営第 3061 号	
	平成 30 年 3 月 30 日	29 経営第 3417 号	
	平成 31 年 3 月 29 日	30 経営第 3001 号	
	令和 2 年 3 月 30 日	元 経営第 3174 号	
	令和 3 年 3 月 29 日	2 経営第 3116 号	
	令和 4 年 3 月 31 日	3 経営第 3166 号	
	令和 5 年 3 月 31 日	4 経営第 3164 号	
	令和 6 年 3 月 29 日	5 経営第 3171 号	
	令和 7 年 3 月 31 日	6 経営第 3251 号	

### 第 1 趣旨

本ガイドラインは、意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るのに必要な資金であって農業協同組合系統金融機関等をはじめとする民間金融機関が貸し付ける資金について、都道府県の自主的な判断の下での農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）制度の適正かつ円滑な運営を図るため、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにし、もって、本ガイドラインを活かした運営を通じて、効率的かつ安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

### 第 2 資金の貸付条件について

本資金の貸付条件は、以下を基準とする。

#### 1 貸付対象者

本措置の対象とする貸付対象者は、負債の償還が困難となっている農業者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 個人であって、次の要件の全てを満たす者
  - ア 農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 3 の 1 の経営改善計画書を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
  - イ 農業所得が総所得の過半を占めていること。
  - ウ 貸付けを受ける者（その者が 60 歳以上である場合は、その後継者）が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
  - エ 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。
- (2) 法人であって、次の全ての要件を満たす者
  - ア (1) のア及びエの要件を満たすこと。
  - イ 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地区（同条第 3 項の地区をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）

## 2 資金使途

本資金の使途は、営農負債（次に掲げる資金を借り受けたために生じた負債である場合にあっては、その貸付利率が年 5.0% 以下のものを除く。）の借換えとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 3 項の農業近代化資金であって、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する内容に合致する農業近代化資金及び農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する農業近代化資金並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律（平成 17 年法律第 16 号）第 1 条の規定による改正前の農業近代化資金助成法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- (3) 経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）第 2 条第 4 項の経営資金をいう。）
- (4) 農業改良資金（農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第 2 条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。）及び農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における農業改良資金（同法第 1 条の規定による改正前の農業改

良資金助成法第2条に規定する農業改良資金をいい、同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。)をいう。)

- (5) 青年等就農資金(農業経営基盤強化促進法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金(同法の定めるところにより貸し付けられたものに限る。))及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金をいう。)
- (6) その他国若しくは独立行政法人農畜産業振興機構が利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

### 3 融資機関

本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 信用金庫
- (6) 信用協同組合

### 4 貸付条件

本資金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額  
貸付限度額は、2の営農負債の残高とする。
- (2) 償還期限及び据置期間
  - ① 償還期限(据置期間を含む。以下同じ。)は10年以内とし、据置期間は3年以内とする。ただし、既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められる場合は、償還期限を15年以内とすることができる。
  - ② 次のいずれかに該当する者であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者に対する貸付けについては、償還期限を18年以内、据置期間を6年以内とすることができる。ただし、令和8年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。
    - ア その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
    - イ その生産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者
- (3) 償還方法

償還方法は、原則として元金均等とする。

(4) 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金の貸付利率とする。

### 第3 利子補給の措置等について

1 利子補給契約の締結について

融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意すること。なお、参考までに利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給申請書例を別紙1から別紙3までに掲げる。

- (1) 本資金に係る利子補給事業を行おうとする場合は、あらかじめ利子補給規程を定めること。
- (2) 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結しようとするときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結すること。

2 利子補給率

本資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金融動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸付金利（以下「基準金利」という。）と第2の4の(4)の貸付利率との差であり、本資金が農業者に円滑に融通されるように、国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。

3 その他

本要綱第2の4の(4)に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

### 第4 モニタリングの実施

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の本資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
- 2 農林水産省は、本資金を貸し付ける融資機関に対して、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 農林水産省は、1及び2により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との本資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して農業者の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

### 第5 その他

- (1) 本資金については、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付

け 24 農畜機第 4699 号) 別添 1 第 2 に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けないものとする。

(2) 第 2 の 1 に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

附 則 (平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 248 号)

このガイドラインは、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 11 月 21 日 23 経営第 2222 号)

この通知は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3562 号)

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3672 号)

この通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3637 号)

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3307 号)

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3214 号)

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日 28 経営第 3061 号)

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3417 号)

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3001 号)

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日元経営第 3174 号)

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3116 号)

1. この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 121 条第 1 項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第 12 条第 1 項に規定する者に対して農業経営負担軽減支援資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 4 の (2) の規定の適用については、なお従前の例による。
3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の別紙 2 及び別紙 3 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月31日3経営第3166号）  
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日4経営第3164号）  
この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日5経営第3171号）  
この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日6経営第3251号）  
この通知は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

〇〇県（都道府）農業経営負担軽減支援資金利子補給規程例

（利子補給）

第 1 条 県（都道府）は、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）を貸し付ける同ガイドライン第 2 の 3 に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより本資金の利子補給金を交付する。

（利子補給率）

第 2 条 本資金の利子補給率は、次のとおりとする。

令和〇年〇月〇日以降貸付金 〇. 〇%

（利子補給契約書）

第 3 条 第 1 条の利子補給契約についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第 4 条 第 1 条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における本資金につき、第 2 条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第 5 条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打切り等）

第 6 条 県（都道府）は、県（都道府）の利子補給に係る本資金について、各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 県（都道府）は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の徴収等）

第 7 条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第 1 条の利子補給に係る本資金の融資

に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

## 別紙 2

### 農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）と、〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 20 日付け 16 経営第 8953 号農林水産省経営局長通知）第 2 に規定する農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

- 第 1 条 甲は、乙の融資に係る本資金につき、〇〇県（都道府）農業経営負担軽減支援資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。
- 第 2 条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することにより行うものとする。
- 第 3 条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る本資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 第 4 条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することにより行うものとする。
- 第 5 条 乙は、第 3 条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。
- 第 6 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第 4 条に規定する方式により算出した額とする。
- 第 7 条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第 4 条に規定する毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日間での期間に係る利子補給金については同年 7 月末までに、毎年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係る利子補給金については翌年 1 月未までに、利子補給金請求書により行うものとする。
- 第 8 条 甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までに当該請求書に係る利子補給金を支払うものとする。
- 2 甲は前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、支払うべき額につき年〇パーセントの割合で計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 第 9 条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間ごとにつき、第 7 条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第 10 条 乙は、常に甲の利子補給に係る債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第 11 条 甲は、甲の利子補給に係る本資金について、各号にいずれかに該当する場合は、乙に対し、当該借受者への貸付けに係る利子補給金を打ち切るものとする。

- (1) 借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2) 借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3) 借受者が借入れを辞退した場合
- (4) 借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合
- (5) 借受者が農業経営を中止した場合

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

第 12 条 乙は、甲の利子補給に係る本資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第 13 条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第 14 条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第 15 条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 氏 名

〇〇農業協同組合代表理事組合長 氏 名

農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書例

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 殿

住 所  
申請者 (融資機関名)  
(代表者氏名)

下記の農業経営負担軽減支援資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの相手方	貸付 予定額	貸付予定時期	貸付利率	利子 補給率	据置 期間	償還 期限	債務保証		備 考
							委託 有	託 無	
		令和 年 月 日 年 月 日	%	%					

注：1 債務保証委託は、〇〇県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。  
 2 借入申込書の写しを添付すること。  
 3 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）第3の1の経営改善計画書を添付すること。